

新宮川水系熊野川圏域河川整備計画(変更原案)に対するご意見と県の考え方について①

①計画全般

<整備計画の期間に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	・対象期間が30年間は長すぎる。	一般的に河川整備計画は、近年の浸水実績等に基づく洪水規模などの段階的な整備目標を定めた計画で、県の他の河川と同様に対象期間を20年間から30年間で策定しています。 なお、本文には「本河川整備計画は、現時点での流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等によって、適宜、河川整備計画を見直すものとする。」と記載し、計画は適宜見直すこととしています。

②治水

<河床掘削の影響に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	・新宮地区の河床掘削により流下速度が減少していることへの対応が今回の河川整備計画で改善されるのか明らかにされていない。	ご指摘を踏まえ、今回追加した田長地区(新宮市)における河床掘削の影響による当該地点の流下速度を試算したところ、わずかですが流下速度は上昇する結果となっています。

<砂利の有効活用に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	・河床掘削による砂利の熊野川への有効利用計画(例:産卵場となる瀬の設置等)はどのようなものなのか明らかになっていない。	和歌山県の掘削箇所については、できるだけ骨材等として有効利用できるように調整しながら、施工してまいります。
2	・掘削された砂利、土砂は、どこへゆくのだろうか。そこで得られる利益は、地域に還元されるのだろうか。	
3	・河床掘削で採取された砂利は熊野川の恵みと環境面からも、流域地域住民の目に見える形での活用や海岸浸食対策に利用される整備計画にすべきです。	

新宮川水系熊野川圏域河川整備計画(変更原案)に対するご意見と県の考え方について②

②治水

<河床変動に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	・ ダムのせいで、砂利が動かず、河床が上昇した。	熊野川にあるダムは全て利水ダムとなっており、砂利などが移動する洪水時には、ダムが設置される前の河川の状態となるよう操作が行われることとなっています。

③利水

<渇水に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	・ 「断水区間の解消に向けては、利水者や他の河川管理者と協力して取り組む必要がある」とあるが、断水域の発生については、ダムによる砂利流下の阻害・植林地化による山の保水力の低下等によるものであるもので、対応については関係者及び団体との積極的な取り組みに期待したい。	国の発電ガイドラインでは、「河川維持流量の大きさについては、発電取水口等における集水面積100km ² 当り概ね0.1~0.3m ³ /s 程度とするものとする」とされており、二津野ダム(集水面積801km ²)については、その上限である2.4m ³ /sの維持流量を放流されているところです。県としては、今後、河川の流況を把握しつつ、必要に応じ国を通じてダム管理者に伝えていきます。

<水質に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	・ 平成21年の整備計画では「BOD75%値においては、市田川上流を除き、近年ではほぼ環境基準を満足している。」とされ、今回の変更原案では「市田川上流を除き、」だけを削除した記述になっている。市田川上流は基準値を満足したのでしょうか、前回の整備計画と変更原案を比較すれば、平成23年に洪水があり明らかに水質は悪化した結果になっていますので、整備計画に反映すべき。	水質について、市田川については環境基準点である貯木橋におけるBOD75%値は、平成26年は2.9mg/l、平成27年は3.6mg/lであり、環境基準値(D類型:8mg/l)を満足している状況です。また、ご意見のとおり平成23年から平成25年にかけてはBOD75%値は上昇している状況ですが、平成26年及び平成27年では環境基準値を全て満足している状況となっていますので、記述のとおりとしています。

新宮川水系熊野川圏域河川整備計画(変更原案)に対するご意見と県の考え方について③

③利水

<濁水に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・熊野川はダムの建設以降その稼働を主な原因とすべき濁水などによって「死の川」となっている。熊野川を「元の清流にもどす」ための抜本的な解決の要はダムだと思う。 ・山腹崩壊など水環境悪化の要因である荒廃山地については、治山治水と環境保全、森林における水源のかん養機能等の維持も含め整備計画で検討されるべき。 	<p>熊野川における濁水長期化の要因については「熊野川の総合的な治水対策協議会」の資料によると、「平成23年台風12号災害による大規模崩壊地の発生や既存崩壊地の拡大、崩壊地の下に存在する不安定土砂が、降雨や流水に接することや、河道内の高い位置に堆積している土砂が、洪水時に崩落することが濁質の発生源となっており、このような箇所が流域に広く分布していること」や「貯水池においては、中小洪水であってもダム流入河川の濁質量増加や濁水長期化により清水層が形成されにくいこと」とされています。</p> <p>そのため、熊野川の濁水への対策については、平成24年7月に、国、三重県、奈良県、和歌山県、電源開発(株)、関西電力(株)及び沿川市町村から構成される「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設置し、平成27年3月の協議会で取りまとめられた対策について、各機関において計画的に実施しているところです。</p> <p>流域対策については、平成33年度末を目指し、国土交通省や和歌山県等が、洪水後の濁水の発生源となっている崩壊地対策や河道への土砂流出防止対策を治山、砂防事業で実施することとしています。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・過去50年にわたって、熊野川に濁水が溢れ続け、いまだに清水がもどらない事実から目をそむけている。ダムと濁水は切っても切り離せない問題である。 ・ダムがある限り、熊野川は永久に濁水から逃れることが出来ない。 	<p>また、電源開発(株)が実施するダムの貯水池対策については、洪水後には表層の清水層から取水できるよう、風屋ダムや二津野ダムに浮き沈みする濁水防止フェンスが平成27年度末までに設置され、平成28年度には風屋ダムの取水設備の改造に着手されました。</p> <p>併せて、洪水後の濁水早期排出をはじめ、ダムの発電停止による清水貯留期間の延長、下流の濁度を踏まえたハーフ出力運転など、発電運用の改善にも取り組まれているところです。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水は上流の猿谷ダム等の濁水を導水し、二津野ダムを経由して発電している十津川第二発電所の排水主因と考える。今直ちに発電を停止してもらいたいと言うのが本音である。 ・本文中の「濁水の監視・改善に努める」は何とも頼りないと言わざるを得ない。 	<p>これらすべての対策が完了した場合においては、平成23年の紀伊半島大水害以前の状態まで、濁度の軽減が図れるものと期待しています。</p> <p>引き続き、これらの対策を早期に完成させるとともに、その進捗状況、対策効果のモニタリングを関係機関と連携し進めていきたいと考えています。また、電源開発(株)においては濁水の軽減に向けた取り組みとして、二津野ダムにおける1/4出力運転の暫定運用や行楽シーズン等の発電停止も実施しているところです。</p> <p>なお、本文中の「関係機関と連携し濁水の監視・改善に努める」については、「関係機関と連携し濁水の監視および改善に向けた取り組みを進める。」と修正する予定です。</p>

新宮川水系熊野川圏域河川整備計画(変更原案)に対するご意見と県の考え方について④

④環境

<外来種対策に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	・ダムに異様に繁殖した外来種のおオクチバスに対策はとられたのか。何故「対策をとる必要がある」で終わっているのか。	和歌山県が管理するダムは熊野川には存在せず、対策の実績はありません。 外来種対策全般については、県が河川改修を行う際には外来種に留意するため、河川整備計画に「在来種の生育・生息環境を保全するため、関係機関と連携し情報共有を図るとともに、移入回避及び拡大抑制に努める」と位置付けています。

<生物の生態系に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	・天然アユ遡上の状況比較とアユやウナギなど内水面漁業の漁獲量は、ダム建設時からどのように推移しているのかを明らかに示して、生態系と漁業の回復を整備計画に盛り込むべき	河川整備計画については、「治水」「利水」「河川環境」についてそれぞれの整備目標を定め、河川管理者（県）が行う整備内容を定めているものです。「河川環境」については、水質の維持、優れた自然環境や景観の保全、河川工事等による環境に与える影響の軽減などについて記載するものであり、内水面漁業の漁獲量等については記載していません。
2	・「流速の速い瀬は鮎の繁殖場となっている」とあるが、事実誤認である。ここ最近では二津野ダムの放流水の濁水による川底への泥の着床等により、鮎の繁殖場は消滅しているのが現状である。	平成28年度等実施した河川水辺の国勢調査において、下流部や中流部において、アユやニホンウナギの生息や繁殖場であることが確認されています。

新宮川水系熊野川圏域河川整備計画(変更原案)に対するご意見と県の考え方について⑤

⑤その他

<ダムに関する記述に係る意見>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画において河川環境を考えるとときダムの存在を抜きには考えられないため、ダムの多目的化や存続などダムの将来についても触れられるべき。 ダムの老朽化・耐震性・多目的化・発電停止・撤去などについて、検討項目として計画に盛り込まれて当然の項目である。 整備計画で、二津野ダムなどの発電停止と撤去を謳うべき。 	<p>河川整備計画については、段階的な整備目標を定め、河川管理施設等について河川管理者（県）が行う整備内容を定めているものです。</p> <p>なお、河川に設置されたコンクリートダムについては、1930年に完成した小牧ダム以降、震度法を基本とした耐震設計に基づいて建設されています。この耐震設計の考え方については、兵庫県南部地震等の大きな地震においてもダム本体に重大な被害が発生していないことから、見直されていません。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 日本の水力発電量は、総発電量の1/10しかない。二津野ダムを撤去したところで、どうと言うこともなかろう。 美しい自然を取り戻すために、電発に、ダム撤去を申し入れる勇気をもってもらいたい。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 本水系ダム周辺の山腹には崩壊箇所が無数に見られる。山腹の浸水崩壊により越流崩壊の恐れもある。 近い将来に襲ってくるといわれる南海トラフ連動大地震により軟弱な地盤に建設されたダムが崩壊するのではないかと不安も大きい。 	